

松戸市任期付短時間勤務職員（手話通訳者）募集案内

1 試験区分・募集人数・受験資格

試験区分	勤務時間	募集人数	主な職務内容
手話通訳者	月曜日～金曜日 5 日/週 6.25 時間/日 9 時～16 時 10 時～17 時	2 名	・ 市役所内において聴覚障害者に対する手話通訳に関する業務等 ・ 手話通訳者、派遣事業コーディネート業務 等

次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上に刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (2) 松戸市において懲戒免職の処分を受け、処分の日から 2 年を経過しない者。
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

2 受験資格

次のうち、いずれかに該当する者であり、かつ大学卒業後実務経験 2 年以上又は短期大学卒業後実務経験 3 年以上の者

- (1) 手話通訳士の有資格者
- (2) 手話通訳者全国統一試験合格者

※実務経験は、上記資格取得後の経験年数

3 受験申込（郵送または持参での申込となります。）

必要書類（左上をクリップで留めて提出してください。）

- (1) 松戸市任期付短時間勤務職員（手話通訳者）指定の申込書
写真（カラー縦 4 cm×横 3cm）裏面に氏名を記載し貼付してください
- (2) 「手話通訳士」または「手話通訳者」の証明書類の写し

※注意事項

封筒に必要書類を封入し、松戸市福祉長寿部 障害福祉課まで郵送、又は持参してください。（郵送の場合、簡易書留の手続きを行ってください。）書類に不備がある場合は、受付をすることができません。なお、記載事項に不正が判明した場合は、合格取り消しとなります。

4 受付期間

令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）

郵送の場合、期間内の消印有効

持参の場合、期間内の8時30分～17時（土・日曜日を除く）

5 勤務場所

松戸市役所 新館3階 障害福祉課

6 勤務条件等

給与：月額 184,580円（地域手当含む）

- (1) その他通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等をそれぞれ規定の支給要件に応じて支給します。任期中に昇給・昇格はありません。
- (2) 地方公務員法第38条により原則として他の仕事と兼業できません。

7 勤務時間、休暇等

(1) 勤務時間

原則として平日（月曜から金曜まで週5日）1週間31時間15分、1日につき6時間15分勤務で、勤務時間は午前9時から午後4時までの方と、午前10時から午後5時までの方となります。（勤務時間については、採用後協議のうえ、調整をします。また、原則として土曜日及び日曜日、祝日は休みとなります。）

(2) 有給休暇

年次休暇及び結婚・出産・忌引休暇等の特別休暇があります。

(3) 福利厚生

厚生年金、健康保険及び雇用保険に加入します。

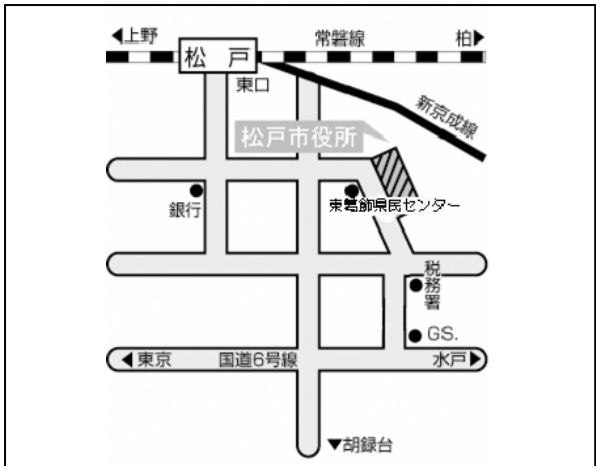
(4) その他

給与は、令和6年10月1日現在のものであり、条例等の改正により変更される場合があります。

8 採用期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

9 試験日時、会場

試験日時	令和7年1月7日（火）から令和7年1月17日（金）までの間で随時実施（当該期間が難しい場合は個別に調整）
試験会場	松戸市役所 新館3階 障害福祉課 所在地：松戸市根387番地の5 交通：JR松戸駅・新京成線松戸駅東口から徒歩10分  【自家用車・バイク・自転車での来場はご遠慮ください。】 ※試験日時・会場は変更になる場合があります。
試験内容	面接試験
持参するもの	資格証明書原本

10 試験結果の発表

試験の結果は、令和7年1月31日（金）までに郵送にて発送します。

11 合格から採用まで

合格者は、採用候補者名簿に登載します。その後、ご本人の意向を確認したうえで採用を決定します。

問合せ先

松戸市役所 福祉長寿部 障害福祉課

電話(直通) 047-366-7348